

府政防第40号
消防災第28号
防人育第4321号
令和7年3月7日

各都道府県知事 殿
各市区町村長

内閣府政策統括官（防災担当）
（公印省略）

消防庁次長
（公印省略）

防衛省人事教育局長
（公印省略）

地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官の活用について（依頼）

昨年末に策定された「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」では、「自衛官として培った知識・技能・経験を地域防災に一層活用するべく、地方公共団体における退職自衛官の採用の拡大、安定的な雇用の確保、職務や責任にふさわしい処遇の確保が進むよう関係省庁が連携して地方公共団体への働きかけを行う」こととされました。

現在、約700名の退職自衛官が全国の地方公共団体の防災・危機管理部門で地域防災に貢献し、各地の防災力向上に重要な役割を担っているところであり、危機管理能力の強化に貢献しているとの評価もいただいています。さらに、退職自衛官の地方公共団体における採用は、防衛省・自衛隊と地方公共団体の連携強化にも寄与するものです。

そのため、防衛省では、退職自衛官をより多くの地方公共団体で活用いただけるよう、「地域防災マネージャー」の資格証明に必要な防災・危機管理教育を定年退職予定自衛官に対して実施するなど、当該資格証明の保有者確保に努めています。

貴地方公共団体におかれましては、引き続き、防災・危機管理部門における退職自衛官の一層の活用をご検討いただくとともに、活用に際しての安定的な雇用や職務等にふさわしい処遇の確保について御配慮いただきますよう、宜しく願い申し上げます。